

豊明市特別職報酬審議会議事録

第1回

平成24年2月2日(木)

豊明市特別職報酬審議会議事録（第1回）

- 1 日 時 平成24年2月2日（木）
9時30分から11時30分まで
- 2 場 所 豊明市役所本庁舎東館3階 会議室10
- 3 出席委員 会 長 都築 和男
会長職務代理 森田 哲夫
委 員 加藤 政次 古賀 順子
竹島 直子 谷川 稔幸
内藤 昌裕
- 4 欠席委員 な し
- 5 事務局 行政経営部長
秘書政策課長
秘書政策課事務局職員3名
- 6 次 第 (1) 市長あいさつ
(2) 辞令交付及び委員紹介
(3) 会長選出及び会長あいさつ
(4) 会長職務代理選出
(5) 諮問書手交
(6) 審議
(7) 答申書手交
(8) 市長あいさつ及び会長あいさつ

- 7 会議資料
- 資料1 豊明市特別職報酬審議会条例
 - 資料2 豊明市特別職報酬審議会委員名簿
 - 資料3 特別職の給与及び議員報酬額の改定について
 - 資料4 都市別特別職報酬等一覧表
 - 資料5 県内各市の報酬審議会の状況
 - 資料6 豊明市の年度別決算状況及び各種指数表
 - 資料7 豊明市の年度別市債及び基金の推移
 - 資料8 豊明市特別職の給料及び議員報酬改定状況
 - 資料9 改定額の基本的な考え方及びその額について

8 審議内容

【会 長】 それでは、審議会を始めたいと思います。まず会議の公開についてどうするかということでございますが、会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 （会議の公開について、平成14年度の決定事項を説明。）

【会 長】 それでは、今説明のありました平成14年度決定の傍聴は認めず、資料は個人情報及び他市情報以外は公開し、また議事録をホームページで公表するという事項を今年度も踏襲してよろしいでしょうか。

異論がないようなので、このように取り扱いたいと思います。

続きまして、資料について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 （資料3から資料9までを説明。）

【会 長】 それでは、資料について何かご質問がございますか。

【委 員】 審議会の内容はどの程度反映されるものなのですか。

【事務局】 審議会の答申は非常に重たいものなので、答申どおりに改正すべきものであります。最終的には市長が決裁をし、議案を出して議会の議決をいただかなければならないものになっております。

【会 長】 続きまして、審議に入りたいと思います。事務局が作成した資料を見る

と、報酬額の改定につきましては、他市の多くが人事院勧告の指定職の改定率を用いています。それ以外に、一般職の給与改定率を用いている場合もあります。

また、豊明市の財政状況は厳しい状況にあることが分かります。私が一番注視するのは財政力指数です。1.0を切るとかなり厳しいと思います。

それから公債費率が現在6.1ということですが、これが10%を超えると公債の発行に縛りが出るのではなかったでしょうか。

【事務局】 10%ではなく、もう少し大きい率になります。現在の豊明市の状況を見ると7.5から6.1と少し減ってきています。元金及び利息の返済を一生懸命やっていることと、新規の借入金を抑制することで、徐々に減ってきているという状況でございます。

【会長】 いずれにしても、豊明市はあまり裕福ではない財政状況と言えます。そのような中で、市長が、これは政策的な内容でもありますが、50%減額をしているという状況でもございます。それから、国会を始め世の中を見ると、できるところから削って削ってという時勢を感じます。それから、豊明市の市民感情も考えながら結論を出さなければなりません。また、これは市議会にかけられるということでもありますので、そこも考慮しながら議論しなければならないと思っております。それでは、みなさまのご意見をいただきたいと思っております。

【委員】 市長は給料を50%カットをしているとのことですが、これに対して今、金額としては995,000円となっているのですが、これは自主的に返納しているのですか。

【事務局】 特例条例を定めて減額しています。市長の給料を995,000円と定める条例がありまして、それについて市長在任中50%減額するという特例条例をもう一つ設けています。

【委員】 現市長さんだけに關わる条例なので、次に違う市長さんになれば、この本来の金額に戻るということですね。

【委員】 この前、国家公務員が人事院勧告の0.23%を実施した上で7.8%

の減額をするということが決まりましたが、地方公務員の方はまだ決まっていなかったということでした。しかし、地方公務員も無しというわけにはいかないでしょう。それで、地方公務員に影響が出た場合、人事院勧告の下げ幅がこれより大きくなる可能性があります。

そこで、私たち民間の会社の人間から感じるのは、上の方が後から減額されていくというのはおかしいということです。一般の会社においては、少なくとも社長が下がってそれで社員も下がります。これをみると上の方が後追いですよね。一般社会の常識とはちょっと違うのかなと感じます。色々な面で上に立つ人は指導的で行かなければならないと思います。例えば、社員が1%下げるなら社長が3%下げるとか、そうしないと下の方は言うことを聞いてくれません。そういったことをこれから考慮していかなければならないと思います。

ただ、地方公務員の件はまだ決まっていないので、これが決まったら、また報酬審議会をやることになるのでしょうか。

【事務局】 地方公務員への影響ですが、十分可能性はあると思いますが、国家公務員の減額の趣旨が東日本大震災に対処するための財源確保ということから、それを地方公務員にまで広げるという議論はまだされていません。

【会 長】 これを見ても確かに後追いみたいに見えますね。

【事務局】 報酬額改定に係るシステム上、人事院勧告の内容などを反映させて決定していくということ、報酬審議会でお手間をいただくということ、議会にかけなければならないなどということから、後追いのような形になってまいります。

【委 員】 資料8の据え置きとありますが、これは審議会を開いて据え置きとなったのでしょうか。

【事務局】 平成13年度から平成19年度までは毎年開催していきまして、その中で据え置きなら据え置きという答申をいただいております。平成20年度以降は報酬審議会を開催していませんので、結果的に据え置きということになります。

【委員】 資料を読ませていただいた中で、一番疑問に思ったのは、国の指定職の改定率は、民間企業の役員や一般行政職の管理職層の改定率などを考慮されているそうですが、議員報酬などが民間の役員報酬となぜ一致するのかというところです。民間企業は利益をあげてのことなので、市の財政から出る給料や議員報酬等は少し違うものだと思います。また、県内の報酬額の一覧を見るとほとんど差がないような状況です。下げ幅も1%を大きく下回る状況で、100万円もらっている市長さんでも1万円も行かないような減額です。何年か長い目で見れば大きなお金になると思うのですが、現状だけを見るとあまりにも下げ幅が少ないと感じます。

【会長】 今、人事院勧告の制度に触れられたわけですが、民間の給与水準に比べて国家公務員の給与がどうかということについて人事院が調査して、民間との差が開いたときに勧告しているわけですが、その差が今年度で言うと0.23%と出ているわけですね。それを基に改定しているので、下げ幅が少なくなるわけです。だから、ここでは人事院勧告を無視して、豊明市ではもっと大きな改定率にするということもできないわけではないですが、では何を根拠にした率なのかという説明が難しくなります。

それでは、議論を進めていきます。私たちがとるべき道は大きく分けて3つあります。何もやらなくてもいいじゃないか、つまり据え置きです。あるいは、今のままでは気の毒だから引き上げようという考え方。逆に、今の情勢から下げましょうという3つの選択肢があるわけです。みなさまどのようにお考えでしょうか。下げることを前提に議論してよろしいでしょうか。

【委員】 市民感情から言いますと、上げるというのは少し抵抗があります。

【委員】 2、3日前に新聞に載っていましたが、他の審議会で、今の世の中の情勢に逆行して引上げの答申がされていきました。そういう見方もあるのかというか、どういった根拠でそのような答えが出てきたのか、下げるのが基本の時勢で少し興味を持ちましたが、私としては下げる方向で考えています。

【委員】 私も一企業の人間ですが、一般の会社員に比べて少し高いのかなという気がしています。

【委員】 全体の市民感情としては下げたらどうだという考えが強いのではと思いますので、市民感情から下げざるを得ないかなと思います。

【委員】 引上げの答申が新聞記事になったのは、引上げるのがとても珍しいから記事になったのだと思います。私も下げることに賛成です。

【委員】 人事院勧告も下がっていますし、市民感覚的に下げるのがいいのではないかと思います。

【会長】 それでは、全員下げるということに賛成でありますので、それを前提にして議論をしていきたいと思います。そこで、今度は下げ方をどうするかということになります。他市の多くは人事院勧告の改定率を参考にされています。そこで用いられている率は、資料6の官民給与格差、これは一般職員ですがそれによる改定率、又は市長・副市長・議員さんの職責は重いものなので、国の指定職の改定率です。このあたりのお考えはどうでしょうか。そして、先ほどのご意見にありましたそのようなものを無視してもっと大きい率でもいいのではないかとということも考えられますが、根拠として人事院勧告の率が用いられるということが一般的だということです。また、他市の状況をみると、今年度の改定の答申の多くが指定職の改定率を用いているということもあります。短い時間で恐縮ですが、これらの数字を参考にするとということによろしいでしょうか。

【委員】 資料9の2(1)の数字又は2(2)を基準にするということですね。

【会長】 そうです。指定職の改定率ですと、21年度に0.3、22年度に0.2、23年度に0.5ということになります。これで試算させたものが資料9の2(1)の表になります。

【委員】 人事院勧告の下げ幅を優先すべきかもしれませんが、資料6の人口や財政状況の伸び率というのがあります。それをみるとほとんどが数%という大きな率で下がっています。市税も3%下がっている。豊明市の財政力指数も0.88と、1.0からだいぶ下がっています。物価指数も少し下が

っている。一方で人事院勧告はそれらの決算状況とは関係なく0.23%や0.5%の少ない下げ幅になっています。もちろん豊明市の財政をすべて反映させて下げ率を決定するという乱暴なことを言うつもりはないのですが、根拠としてこの人事院の改定率を参考にするならば、豊明の財政状況をもう少し考慮できないものでしょうか。

【委員】 あまり、極端になりすぎると弊害があります。すべて世の中の景気次第ということになりますので。生活が安定するということも大事だと思います。

【会長】 確かに、人事院勧告の率は、豊明のことを加味して出されているわけではありません。全国的な流れを見て、これらの率を用いたらどうでしょうかということです。

【委員】 個人的には、指定職の改定率を支持したいと思います。ただ、基本的に指導的な立場の方ですので、非常に責任が重くなります。そういった面から給料そのものをどんどん下げるばかりではなく、ある程度社会情勢に合わせるぐらいにするべきだと思います。それより、もっと仕事をたくさんしてもらった方が良いと思います。

【委員】 私も指定職の改定率ぐらいが良いのではないかなと思います。

【委員】 私も指定職の改定率が良いと思いますが、ただ議員については2(2)の一般職の改定率でも良いのかなと思います。議員の方たちの報酬額は一般職員の方たちとそれほど変わりがないので、一般職の改定率でも良いのではないかという気がします。

【委員】 市長が50%カットをしている状況なので、少しカットしても良いとは思いますが。しかし、あまりそれを世間に表してしまうと、人が住む場所を探るときにそういうところをシビアに見ますので、だんだん人が減っていき、ますます市が発展していかなくなると思います。よって、少しは胸を張っていなければならないと思います。ただ、具体的下げ幅については分からないので、みなさまのお話を聞きながら考えたいと思います。

【会長】 今、議員と市長副市長の下げ率に違いをつけたらどうでしょうという意

見も出ました。私は、この資料が送られてきたとき、人口が6万から7万の都市を比較してみました。そんなに大きな差があるわけではないですが、豊明市より財政力指数が高いところが多かったです。だから、豊明市はかなりギュッと締まっていかなければならないと感じました。

【委員】 豊明クラスの都市では、どこもそんなに財政状況は良くないです。

【会長】 議論が煮詰まってきましたが、どのようにしましょう。資料9の2(1)を採りますとおおよそ1%の減額となります。2(2)の案を採りますとおおよそ0.6%の減額となります。みなさまの多くの意見は1%の減額で良いのではということでした。しかし、もう少し細かく吟味する必要があるという意見もありました。

【委員】 資料9の2(1)の指定職の改定率を用いた場合は、H23に0.5%とあるのでそれを用いるということですか。

【会長】 指定職の改定は、H21に0.3%の改定がありましたが本市は見送っています。同様にH22の0.2%の改定も見送っています。そして、H23の0.5%の改定と3年分を積み上げて1.0%の減額をしたらどうでしょうということになるわけです。同様に2(2)の一般職の官民給与格差の改定率の場合は、H21の0.22、H22の0.19、H23の0.23を積み上げて0.64%になりますので、おおよそ0.6%の減額率となるわけです。

【委員】 採決を採るといのはどうでしょう。

【会長】 それでは、時間も限られていますので、採決を採るといことによろしいでしょうか。資料9の2(1)の1%の減額で良いと思われる方は挙手をお願いします。

みなさまに賛同をいただきましたので、1%の減額案で決定したいと思います。

それで、私が一つ気になるのは、改定率です。改定率1%で算出したのに、市長以外はすべて1%を下回ってしまいます。特に副議長は0.89%の改定率になってしまう。これは、千円単位で端数を丸めこむ関係でしょ

うがないのですが、こういうところが議論になりうるということをみなさまにはご承知おき願いたいと思います。例えば、副議長の改定率0.89%だけ厳密にもう少し上げるという考え方もあるかと思います。

【委員】 確かに、市民感覚で見ると、なんとなくおかしい感じがします。

【会長】 そのあたりについて、県内のどの都市も千円単位で報酬額を決定しているので、それに従いしようがないとするのか、それとももう少し厳密にするのかということになります。

【委員】 0.99とか0.98ぐらいに収まれば良いと思いますが。

【事務局】 副議長の449,000円の報酬の1%は4,490円なのですが、千円未満を四捨五入すると4,000円になるということで、そこから割り返すと0.89%の減額率となってしまいます。それを逆に5,000円の減額にすると減額率が1.11%と逆に大きすぎることになってしまいます。

【委員】 500円単位にはできませんか。

【事務局】 今後の改定のことを考えますと、どんどんと細かい数字になっていってしまいますので、最終的には千円単位で丸めないといけないと考えております。

【委員】 資料5を見ますと、他の都市でも円単位で支給しているところもありますが。

【事務局】 それは、地域手当を反映させた額となります。特別職には地域手当を支給しない自治体が多いのですが、支給しているところは、給料月額に地域手当の率をかけますので、円単位になる場合があります。

【委員】 報酬審議会の答申は重いという話がありましたが、条例改正案が議会で否決されるということはあるですか。ほとんど100%承認されるということなのでしょうか。

【事務局】 過去の例では否決されたことはありません。第三者機関の審議結果を重く受け止めるということになります。

【会長】 副議長のところだけ5,000円にすると、これはこれでバランスが

悪くなります。 4,000円の減額でご了解いただけますでしょうか。

それでは、私たちはそこにちゃんと着目しており、その結果4,000円の減額だということをご了解いただきたいと思います。

【委員】 四捨五入でやっているのだから、多少はしょうがないと思います。

【会長】 それでは、資料9の2(1)の 1%改定率で決定し、答申書を作成したいと思います。